

主 催：愛媛県信用漁業協同組合連合会

第19回「えひめ水産業WEBセミナー」

日 時：令和5年7月18日（火）15：00～17：00

次 第

1. 開会

2. 講演 第一部「海事代理士が教える基礎知識について」

海事代理士・行政書士 廣川 怜史 氏

第二部「身近な知的財産権と知っておきたい！トラブルを回避する方法」

INPIT 愛媛県知財総合支援窓口 窓口支援担当者 小西 早苗 氏

3. 閉会

留意事項

1. 受講中は、「カメラ OFF、マイク OFF」にして頂きますようお願い致します。
2. 通信環境によっては、**映像及び音声**が途切れる場合があります。
3. 受講後は、**アンケート**にご協力願います。

※当会ホームページ（オンラインセミナー）に、アンケートの入力ボタンをご準備しております。

4. **本セミナーの受講内容は録画しており、見逃した方に向けて、後日当会ホームページにて配信する予定ですので、ご了承ください。**



浜鯛長（はまたいちょう）

●浜鯛長

愛媛県JFマリンバンクのイメージキャラクター。
愛媛県では瀬戸内の鯛、愛鯛といった名称やキャッチコピーで赤く綺麗な鯛を生産していますので、そこから生まれたキャラクター。

●特 徴

漁師を引っ張る浜の隊長であり、鯛の王様という意味の名称。
漁師の前掛けをイメージした腰巻にある「喜」という文字は、皆様に消費していただいた魚の骨の絵です。

海事代理士が教える基礎知識

令和5年7月18日（火） 15:00～16:00



廣川海事・行政書士事務所

海事代理士・行政書士

廣川 怜史



本日の内容

- I. 海技資格について
- II. 船舶検査について
- III. 海上交通、海難について
- IV. その他





海事代理士とは・・・

海事代理士法に基づき、海運事業者等の依頼者からの委託により、登記その他の海事法令に基づく手続きおよびその書類作成を代理することが認められた国家資格者

< 具体例 >

船舶の登記に関する手続き

船舶の測度、登録に関する手続き

船舶の検査に関する手続き

船員手帳、船員の雇入、船員就業規則などの船員の労働条件に関する手続き

海技免状・小型船舶操縦者免許などの船舶に乗り組みための資格に関する手続き

船舶による旅客運送、貨物運送または港湾運送などの船舶運航事業に関する手続き





Ⅰ. 海技資格について





1. 海技資格の種類

< 大型船舶（総トン数20トン以上の船舶） >
海技士免許

< 小型船舶（総トン数20トン未満の船舶） >
小型船舶操縦免許





2. 海技士免許について

【海技士免許の区分】

海技士（航海）	海技士（機関）	海技士（通信・電気通信）
1～6級（航海）	1～6級（機関）	1～3級（通信） 1～4級（電子通信）

船舶職員に必要な免許の種類は、航行する区域や船の大きさ等によって分かれています。





3. 小型船舶操縦免許について

【小型船舶操縦免許の区分】

一級小型船舶操縦士	小型船舶で操縦できる範囲は無制限です。 但し、沿海区域の外側80海里（約150キロメートル）以遠の水域を航行する場合は、六級海技士（機関）以上の資格を受有する者を乗り組ませねばなりません。
二級小型船舶操縦士	小型船舶で、海岸から5海里（約9キロメートル）までの海域を操縦できます。 なお、年齢が18歳未満の方は操縦できるボートの大きさが5トン未満に限定されます。18歳に達すると、特に手続きは必要なくこの限定は解除され、次回免許証更新時には限定の無い免許証が発行されます。
二級小型船舶操縦士 （湖川小出力限定）	湖や川だけに利用する総トン数5トン未満、エンジンの出力15キロワット未満の船を操縦できます。
特殊小型船舶操縦士	水上オートバイを操縦するために必要な免許です。湖岸や海岸から2海里（約3.7キロメートル）までの水域を操縦できます。







小型船舶操縦免許証の表示方法

小型船舶操縦免許証
Permit of Boats Operator

第 0-21-90-41234561 号

写真

氏名 海技 太郎
Name Kaito Taro
昭和33年08月08日生
Date of Birth Aug. 08, 1968
本籍 東京
住所 東京都千代田区霞が関2-1-3

資格・限定等
二級
若年者(18歳未満)
特殊
特定 設備等

若年者限定 平成19年08月07日まで
平成21年08月31日まで有効
免許証交付日 平成17年05月18日
免許登録日 平成18年09月1日

国土交通大臣
Minister of Land, Infrastructure,
Transport and Tourism Japan

(免許証の番号)
通し番号

資格・限定等

資格により次のように表示

一級小型船舶操縦士は、「一級」
二級小型船舶操縦士は、「二級」
二級小型船舶操縦士で年齢が18歳未満
の場合は、「二級 若年者(5トン)」
二級小型船舶操縦士湖川小出力限定は、
「二級 湖川」

特殊小型船舶操縦士を保有している場合
は、この欄に「特殊」と表示

特定操縦免許(旅客
運送のための免許)
を保有している場合
は、この欄に「特定」
と表示

設備や航行時間など
の条件が付されてい
る場合は、この欄に
「設備等」と表示

(若年者限定)
二級小型船舶操縦士で年齢が
18歳未満の場合、18歳に
達する日の前日

(有効期間)
操縦免許証の有効期間が満了
する日

(免許証交付日)
操縦免許証を交付した日

(免許登録日)
新たな資格を取得した日





4. 限定の種類

- 若年者限定（18歳未満）
操縦できる船舶の大きさが5トン未満
- 湖川小出力限定
15kw未満（約20馬力）
- 設備限定
設備や航行時間等の条件が付されている場合
裏面に詳細が記載される
- 特定漁船の限定





特定漁船能力限定（令和2年7月1日から）

操縦免許証(表)

小型船舶操縦免許証 第0000000000000号
Permit of Boat's Operator

顔写(完全裏向き)

写真

氏名 海技 太郎
Name Kaigi taro

平成01年01月08日生
Date of Birth: Jan. 08, 1989

本籍 東京

住所 東京都千代田区霞が関2-1-3

資格・限定等

一 級

特 殊

特 定	形 態 等
-----	-------

令和05年05月07日まで有効

免許証交付日 令和02年07月08日
免許登録日 平成30年05月08日

国土交通大臣
Minister of Land, Infrastructure,
Transport and Tourism Japan

操縦免許証(裏)

船長の遵守事項

- ・酒酔い操縦等の禁止
- ・免許者の自己操縦
- ・危険操縦の禁止
- ・救命胴衣の着用義務
- ・免航前点検の実施
- ・曳張りの実施
- ・事故時の対応

(表面)に記載のない限定: 特定漁船以外の船舶





特定漁船とは・・・

【特定漁船の基準】

- ① 長さ24m未満の漁船であること。
- ② 沿海区域の境界からその外側80海里以遠の水域を航行しない漁船であること。
- ③ 総トン数80トン未満の漁船であること。
- ④ 出力750キロワット未満の推進機関を有する漁船であること。
- ⑤ 操舵位置において、一人で操縦を行う構造の漁船であること。
- ⑥ 機関区域が無人の状態であっても、警報により直ちに機関区域に行くことができるよう措置された漁船であること。
- ⑦ 軽油又はA重油を内燃機関の燃料として使用する漁船であること。
- ⑧ 一航海の期間が10日を超えない漁船であること。
- ⑨ 適切な見張りを維持するための体制が確保された漁船であること。
- ⑩ 僚船による支援体制が確保された漁船であること。
- ⑪ 遊漁船業の適正化に関する法律第2条第2項に規定する遊漁船でないこと。





「特定」について

旅客船や遊漁船など人の運送をする小型船舶の船長になろうとする場合

通常の試験（小型船舶操縦士試験）の合格に加えて、小型船舶操縦者としての業務を行うに当たり必要となる海難発生時における措置、救命設備等に関する「**小型旅客安全講習**」の受講が必要（平成15年6月以降の新規免許取得者に限る）。





5. 遵守事項について

■ 酒酔い等操縦の禁止



■ 危険操縦の禁止



■ 免許者の自己操縦



■ ライフジャケットの着用



■ 見張りの実施



■ 発航前の検査



■ 事故時の人命救助





6. 行政処分について

< 遵守事項違反点数 >

違反内容	違反点数	死傷事故を伴う場合
酒酔い等操縦、自己操縦義務違反、 危険操縦、 見張りの実施義務違反	3点	6点
救命胴衣着用義務違反、 発航前の検査義務違反	2点	5点

- ・ 上記の違反点数が次の表の基準に達した方は、6月以内の業務停止又は戒告の行政処分が課されることとなります。
なお、過去3年以内の処分前歴には、海難審判所の裁決による操縦免許に関する処分を含みます。
- ・ 再教育講習を受講した者については、累積点数から2点を減じます。（累積点数が処分に達した場合を除く。）





< 行政処分基準 >

過去3年以内の処分前歴	過去1年以内の違反累積点数
なし	5点
あり	3点

上記の行政処分基準に達した場合の行政処分は、過去1年以内の違反累積点数と過去3年以内の処分前歴に応じ、次の処分区分表にしたがって行われます。

< 処分区分表（処分の量定） >

		過去1年以内の違反累積点数			
		3点	4点	5点	6点以上
過去3年以内 の処分前歴	なし	(処分の対象外)		業務停止 1月	業務停止 2月
	あり	業務停止 3月	業務停止 4月	業務停止 5月	業務停止 6月





< 処分の軽減 >

処分区分表に基づく処分内容	軽減後の処分内容
1月の業務停止	戒告
1月を超える業務停止	業務停止期間を1月間短縮

ただし、当該行政処分については、再教育講習を受講することにより、上記の表のとおり処分の軽減を受けることができます。

なお、「再教育講習」は、行政処分が課される前に、受講の通知があります。

これらの処分基準に基づき行政処分がなされた場合には、違反に対する処罰が終了した日の翌日をもって違反累積点数が0点となります。





7. 罰則について

違反事項	罰 則
その船舶に必要とする操縦免許証を受有しない者を小型船舶操縦者として乗船させた場合	6 月以下の懲役又は 100万円以下の罰金
その船舶に必要とする操縦免許証を受有しないで 当該船舶に小型船舶操縦者として乗船した場合	30万円以下の罰金
操縦免許証の不携帯	10万円以下の過料





8. 更新等手続きについて

①更新手続き

5年に一度おこなう。

更新講習を受講して手続きをするのが一般的。

②失効再交付手続き

失効した小型免許証を再交付する手続き。

失効再交付講習を受講する。

③記載事項変更手続き

住所や氏名、本籍等免許証の記載事項が変更された場合におこなう。





9. その他

- ①海外旅行先で小型船舶操縦免許証が使えるか？
- ②機関長（6級以上の海技士（機関））の配乗について





II. 船舶検査について





1. 船舶検査の概要

船検の目的

船舶は、洋上で転覆・火災・エンジントラブル等が発生すると、陸上から離れているため、生命にかかわるような大事故につながるおそれがあり、適切な安全対策が必要です

船検は、船舶安全法に基づいて、船舶の安全性を定期的に検査し、船舶の事故を防止し乗船者の生命を守ることを目的として行っています





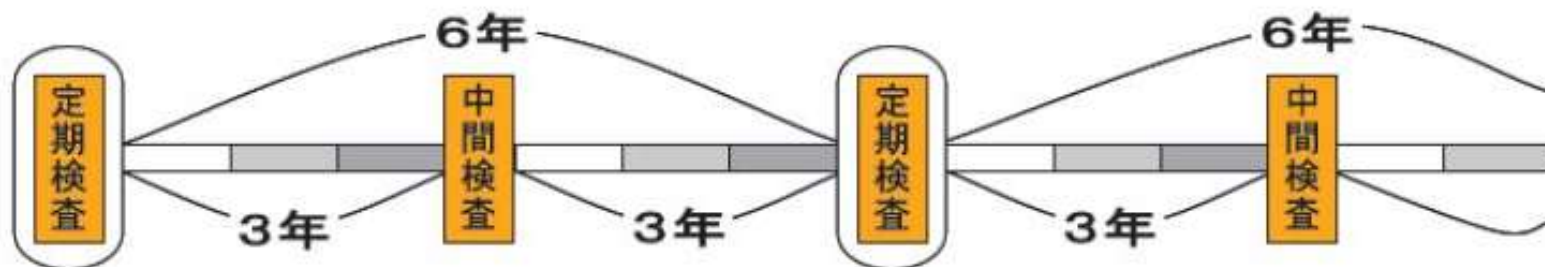
主な船検の内容

◇安全運航の確保のために、船体の構造・強度、十分な復原性や、船灯等航海用具の備付等の確認を行います

◇万一の事故時に備えて、ライフジャケット等救命設備、消火器等消防設備の備付等の確認を行います

船検は3年に1回

← 小型船舶の場合

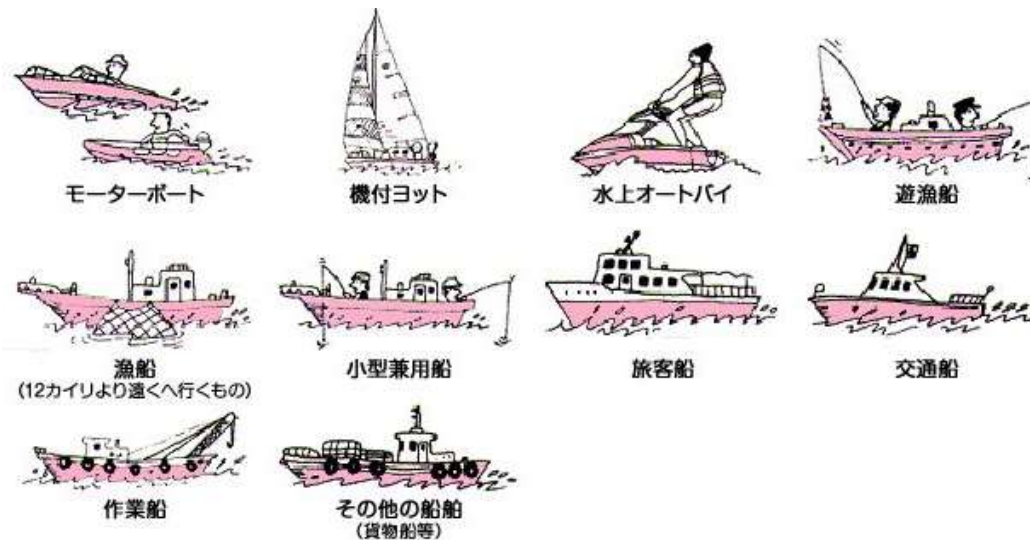


定期検査とは、初めて船舶を航行させる時又は船舶検査証書の有効期間が満了する前に受検する検査です。中間検査は定期検査と定期検査の中間に受ける簡易な検査です



検査対象船舶・・・総トン数20トン未満の以下の小型船舶

(1) エンジン付き船舶（帆船を含む）





検査対象船舶・・・総トン数20トン未満の以下の小型船舶

(2) エンジンがない船舶



ヨット
(20カイリより遠くへ行くもの)



被曳客船



被曳遊漁船



ろかい客船
(旅客定員7人以上)





2. 漁船登録船について

登録種類	対象となる船舶（小型船舶）	登録機関	船舶検査の要否
小型船舶登録	漁船登録の対象でも登録不要でもない小型船舶	日本小型船舶検査機構（JCI）各支部	要※3
漁船登録	・ 海岸から12海里以遠の海面で従業することがある小型漁船※1 ・ 漁ろう以外の用途※2にも使用されることがある小型船舶（小型兼用船）	主たる根拠地を管轄する都道府県	要※3
	海岸から12海里以内の海面または内水面でしか従業せず、漁ろう以外の用途※2に使用されない小型漁船		不要

※1「漁船」とは、「もっぱら漁ろう（附属漁船を用いてする漁ろうを含む）に従事する船舶」と定義されております（船舶安全法施行規則第1条第2項第1号）。漁ろう以外の用途にも用いられる小型船舶は、漁船法に基づき漁船登録を受けているものであっても、船舶安全法第32条の小型漁船（同法の適用外となる小型漁船）には該当しません。

※2「漁ろう以外の用途」とは、例えばレジャーとしての釣り（遊漁）、交通船、作業船などが挙げられますが、祭りや花火鑑賞などの一時的な他用途使用、漁業者以外の人が乗船する場合はすべて該当します。JCIにおいては、漁ろう以外の用途にも使用される小型船舶は通常「小型兼用船」として検査します。





漁船登録船でも船検が必要な場合は・・・

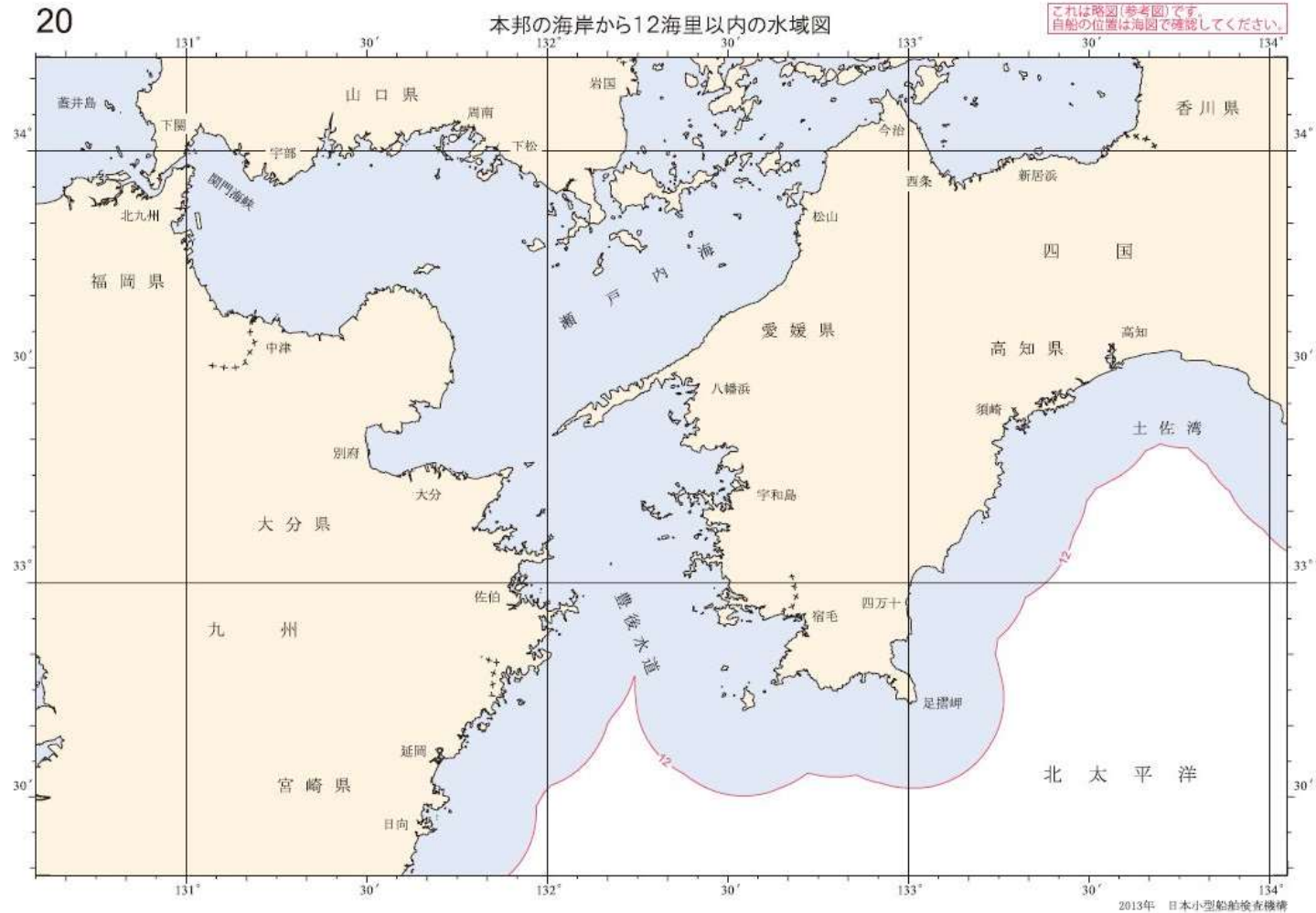
①海岸から12海里を超えて操業する場合



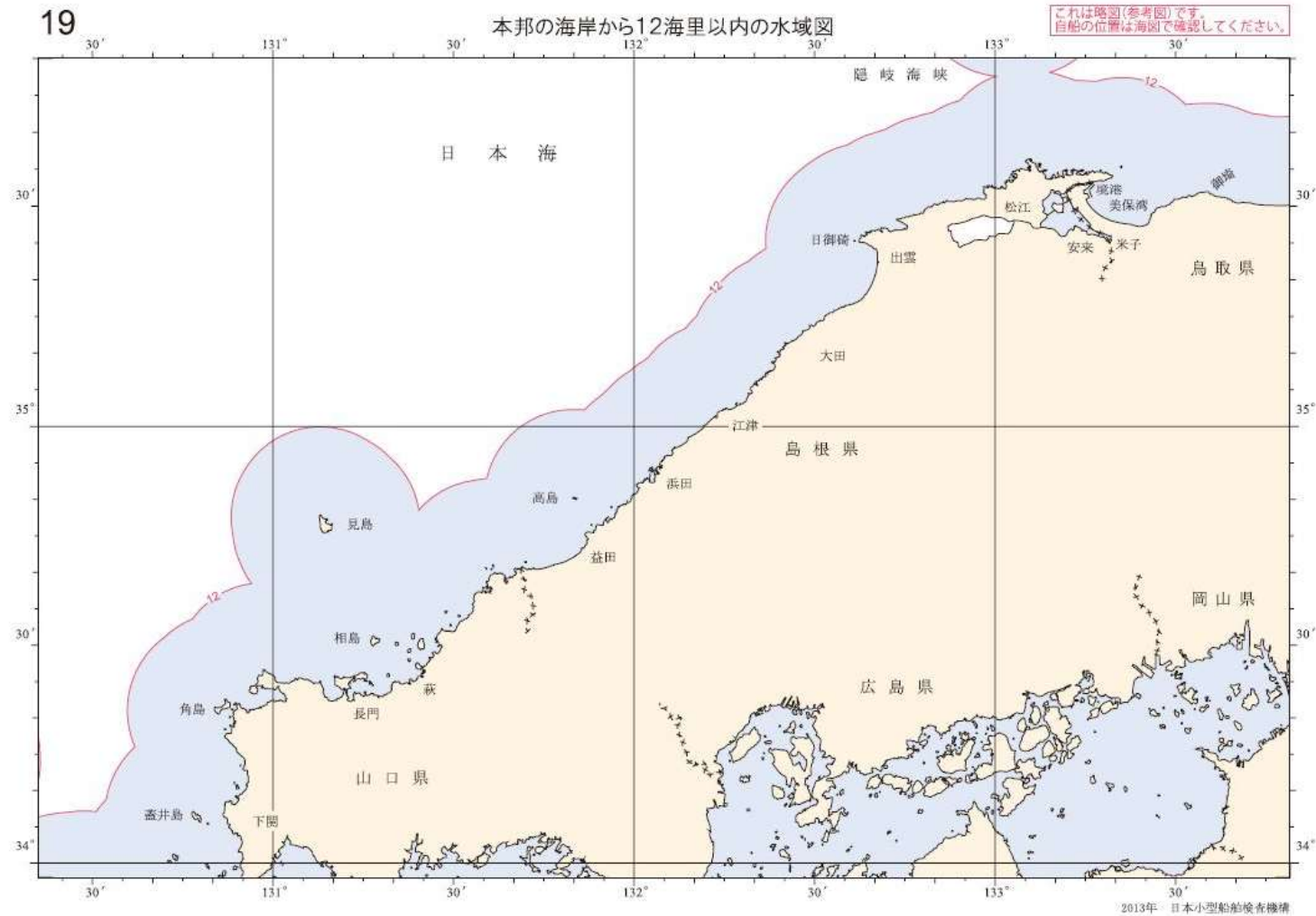
海岸から12海里以内の水域図は
こちらから確認できます
<https://jci.go.jp/12miles/index.html>



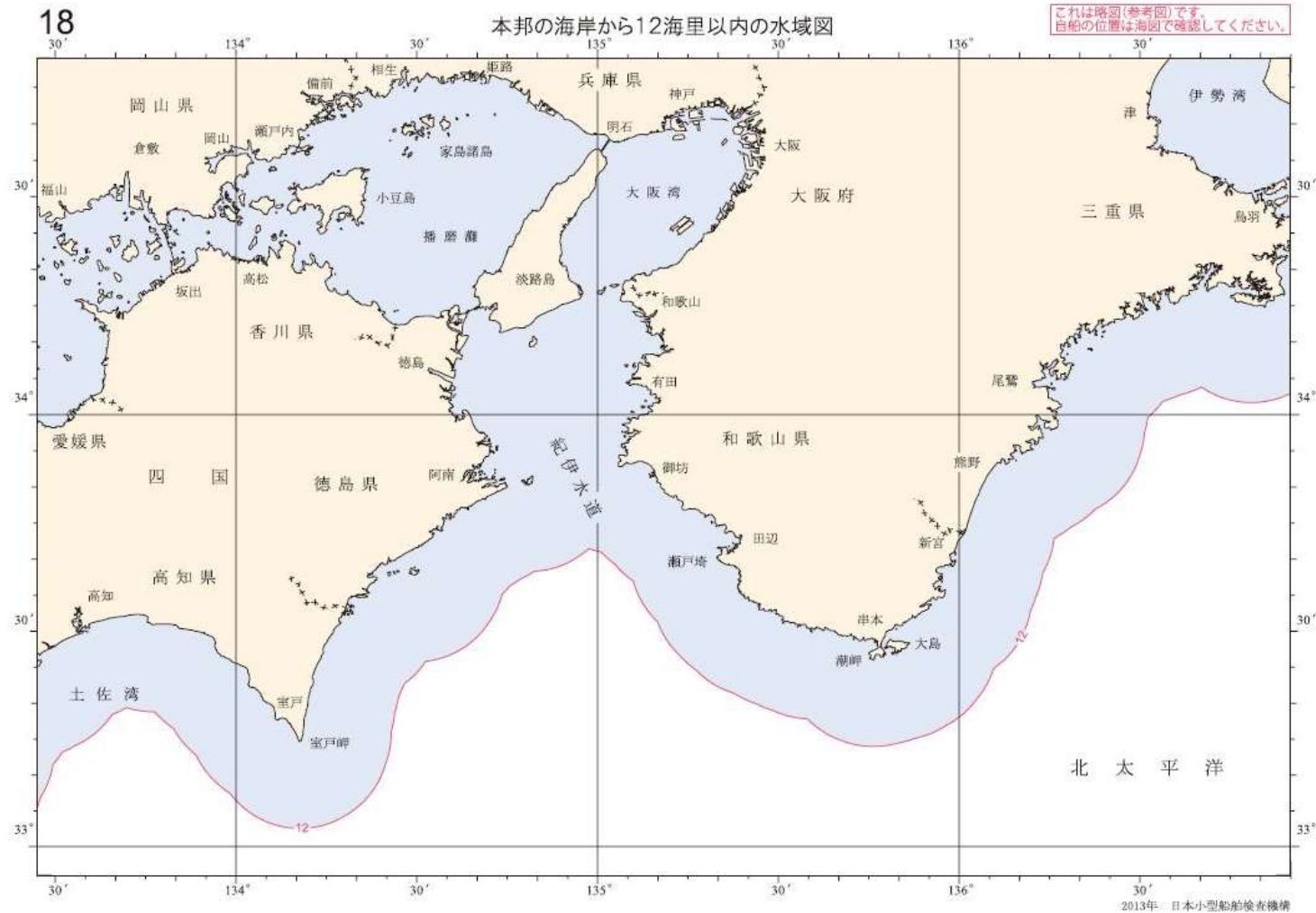
< 参考 > 12海里以内の水域図（愛媛－大分）



< 参考 > 12海里以内の水域図（島根－山口）



< 参考 > 12海里以内の水域図（和歌山－徳島）





漁船登録船でも船検が必要な場合は・・・

②漁ろう以外の目的にも使用する場合
(12海里以内も含む)

< 具体例 >

遊漁船、交通船、作業船、警戒船に使用する場合
祭りや花火鑑賞などで家族や知人を臨時に乗せる場合
釣りなどのレジャーに使用する場合等





漁業以外の目的にも使用する小型漁船（12海里内でも船検必要）

◇レジャー、研修、体験乗船などに
小型漁船を一時的に使用

◇祭り、花火大会などに
小型漁船を一時的に使用



※魚釣り、潮干狩りなど水産物の採捕に一時的に
使用する場合であっても、船検が必要です



◇遊漁船、交通船、警戒船など漁業以外の目的に使用



遊漁船



交通船





3. 罰則について

< 船舶安全法 >

違反事項	罰 則
船舶検査証書の交付を受けていない船舶を航行させた場合	1 年以下の懲役又は 50万円以下の罰金
船舶検査証書に記載された航行区域を超えて航行した場合	
船舶検査証書に記載された最大搭載人員を超えて航行した場合	





4. 日常点検等について

①発航前検査

平成28年7月1日より、船長には、小型船舶の出航前、発航前検査の実施が義務付けられています。

発航前の検査義務違反は行政処分の対象となります。





機器及び配管系統別の事故等の発生傾向



電気系統

20%

火災の原因となることが多い
電気機器、制御装置が使用不可



主機・排気ガス系統 17%

ピストン、シリンダライナ、クランク軸等
が損傷していることが多い

プロペラ・軸系統 14% プロペラにロープ、網が絡む事例が多い

海水系統 8% 浸水事故の要因、海水配管系統に注意

潤滑油系統 8% 直ちに機関故障となるケースが多い





機関故障を防ぐために発航前点検を行いましょう

- ・主機本体の故障は保守整備基準による開放整備、その記録が重要です。
- ・火災事故では電気系統に起因した事例が多く、電気配線の劣化に気づいたら交換、電気機器の変調があれば点検することをお勧めします。
- ・海水系統による浸水を防ぐため、機関室のビルジの量や過度な船体傾斜に注意しましょう。必ず見回りの項目に取り入れましょう。
- ・こし器内部や潤滑油中に水分やスラッジがあったり、燃料油の臭いがしたり、汚れが甚だしい場合には油を新替えして、原因を調べましょう。

定期点検及び保守整備をしましょう





「発航前検査チェックリスト」 (国土交通省)

発航前検査チェックリスト

発航前検査は、船長の義務です。
平成28年7月1日より、発航前の検査義務違反は行政処分の対象となりました。

エンジン始動前の検査

船体の検査

- ☐ 船体に亀裂や破口はないですか。
- ☐ エンジンルームや船底のビルジ（汚水）の量は普段より多くないですか。

エンジンの検査

- ☐ 航海計画に合った燃料は十分にありますか。
- ☐ 燃料コック（バルブ）は開いていますか。
燃料フィルターやセメンター（油水分離器）にゴミや水分の混入はないですか。
- ☐ エンジンオイル（潤滑油）の量は十分ですか。
- ☐ 冷却水の量は十分ですか。
- ☐ バッテリーの油量は十分ですか。また、ターミナルは十分締め付けられていますか。
バッテリーの耐用年数は切れていませんか。

救命設備等その他の検査

- ☐ ライフジャケットを着用しましたか。
- ☐ 通信手段の充電量、予備バッテリーを確認しましたか。
- ☐ 気象・海象情報、水路情報は確認しましたか。

エンジン始動後の検査

エンジンの状態確認

- ☐ 回転計、冷却水温度計、油圧計、電流計、電圧計は正常値を指していますか。
- ☐ 冷却用の海水は通常とおりの量や勢いで排出されていますか。
- ☐ エンジンから異常な音やにおいは出ていませんか。

© 2016 JARPA-NACZ

小型船舶の安全運航のために

●海の安全情報

●発航前検査の詳細情報

●ボート共通取説
使用（航海）前後の点検事項

●緊急時のトラブルシューティング

●もしもに備えて保険加入
○事故（遊泳者との接触、衝突など）を起こした場合、多額の賠償責任が生じます。
保険加入の窓口

国土交通省HPリンク先

https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr10_000010.html



エンジン始動前の検査

船体の検査

- ① ☐ 船体に亀裂や破口はないですか。
- ② ☐ エンジンルームや船底のビルジ（汚水）の量は普段より多くないですか。



エンジンの検査

- ③ ☐ 航海計画に見合った燃料は十分にありますか。
- ④ ☐ 燃料コック（バルブ）は開いていますか。
燃料フィルターやセジメンター（油水分離器）にゴミや水分の混入はないですか。
- ⑤ ☐ エンジンオイル（潤滑油）の量は十分ですか。
- ⑥ ☐ 冷却清水の量は十分ですか。
- ⑦ ☐ バッテリーの液量は十分ですか。また、ターミナルは十分締め付けられていますか。
バッテリーの耐用年数は切れていませんか。



救命設備等その他の検査

- ⑧ ☐ ライフジャケットを着用しましたか。
- ⑨ ☐ 通信手段の充電量、予備バッテリーを確認しましたか。
- ⑩ ☐ 気象・海象情報、水路情報は確認しましたか。





「定期点検チェックリスト（機関関係）」（例）

定期点検のチェックリスト（機関関係）

点検と保守整備の項目	実施日 年.月.日	実施日 年.月.日	実施日 年.月.日	実施日 年.月.日
機関シリンダヘッドの開放（吸気弁、排気弁、燃料弁）	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・
機関のピストン及び連接棒の拔出し、クランク軸の点検	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・
減速機、クラッチの点検	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・
動力伝達装置、自在継手、ベローズ、シール部等の点検	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・
船尾管軸封装置の点検	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・
バッテリーの機能点検、接続端子の清掃及び増締め	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・
電気配線、電気器具の点検 ※電線の被覆及び電気器具本体の状態	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・
電気回路の絶縁抵抗計測（電線間の絶縁抵抗計測を含む）	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・
配電盤、分電盤の接続端子の点検、増締め及び内部清掃	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・

※本表の項目は、船舶所有者の専門知識、経験により実施可能な内容も含まれています。

機関故障検索システム（ETSS） <https://itsb.mlit.go.jp/hazardmap/etss/> 機関故障部位・部品から事故等調査報告書を検索・活用できます。 機関故障検索システム 🔍





特に発航前に燃料の残量を確認しましょう

燃料不足により航行不能に陥るインシデントも目立っています。

どんなにエンジンの調子が良くても、燃料がなくなったり、バッテリーが過放電したりすると航行不能になってしまいます。

ボートの燃料消費量は波や潮流、風の影響などで大きく変わりますので、ふだんと同じ海域、同じ走行距離であっても、その日の気象状況を考慮して最大の消費量を予測しておきましょう。

また、予備の燃料タンクを忘れずに携行しましょう。





②「日頃」の点検と保守整備

エンジンを運転するために必要な機器や配管の流れを把握して点検と保守整備を行いましょう。

操縦者の皆さんが乗船する船舶の機関室等にある機関、機器、配管系統、設備等をよく観て、把握しておくことが重要です。





（１）電気系統

電気配線が、発電機、バッテリーといった電源から、配電盤、分電箱、ヒューズボックス、メインスイッチに接続され、その後、電気機器まで接続される流れを見てみましょう。

1. 接続端子が緩んだり、外れそうになっていませんか。電気配線や電気機器の振れが大きいときには固定支持が重要です。
2. 電気配線の被覆が硬化して亀裂が入ったり、剥がれていませんか。
3. 絶縁抵抗の計測を行いましょう。電気機器・電気配線と船体と共に、電気配線の間での絶縁抵抗を測って確認しておくことも重要です。

（２）燃料油系統

燃料油が、燃料油タンクからこし器、燃料油ポンプで機関又は燃料弁まで接続される配管の流れを見てみましょう。

1. 燃料油タンクが吸い込んだ湿気が結露して水分が溜まり、タンク及び機器内部の錆付き、燃料油の劣化、機関の燃焼不良を起こすことがあるので、燃料油タンクからエンジンまでの間に設けられている燃料フィルター等で定期的に水抜きをしましょう。
2. 定期的にかし器を開放してエレメントの清掃をしましょう。燃料油に水分が混入していないか確認もできます。





（３）潤滑油系統

潤滑油は、機関のクランクケースから、こし器を通してポンプで吸い込まれた後に、各配管から機関駆動部に供給され、駆動部の潤滑、冷却、清浄等に利用される重要な役割があります。

1. こし器の蓋を開けて内部の点検をしたあと清掃をしましょう。ゴミ、スラッジ、金属粉、水分等の有無を確認します。金属粉があった場合は重大な故障の前兆です。また、エレメント、ゴースワイヤに破損がないか確認しましょう。
2. 油溜まりの潤滑油の油量は適正ですか。また、燃料油等の臭いがせず、スラッジ等の混入や粘度の低下等がなく性状（質）は適正ですか。
3. 燃料油や潤滑油の供給配管は、外観を観て、振動や接触で亀裂、折損、破損等をしていませんか。機関運転中、配管の振れが大きいときには、支持金物で固定することが重要です。

（４）冷却清水系統

冷却清水が、清水ポンプで送り出され、冷却器（クーラ、ラジエータ）から機関へ流れ、その後ポンプに吸い込まれる循環ラインを見ましょう。清水タンクがある場合、冷却清水の水位は適正ですか。





（５）冷却海水系統

海水が、船底に設置された船底（海水吸入）弁からこし器を通して、海水ポンプに吸引、吐出され、冷却器へ供給された後に船外に排出されます。船によっては、排気ガスと一緒に排出される船もあります。ふだんから船外に排出される海水量を確認しておくことも重要です。

1. 海水系統のこし器、海水ポンプ（ヤブスコポンプ）は、定期的に開放して掃除と点検を行いましょう。海水ポンプ内のゴム製インペラは、消耗することが多く、取扱説明書を参考に定期的な開放点検が重要です。ゴム製インペラが衰耗してくると冷却海水の排出量が減少してきます。
2. 海水管、海水により冷却する冷却器本体に錆や茶色の染みがあるときは漏水や腐食を疑って点検を行い、必要であれば、交換、補修を行うことが重要です。船尾管軸封装置への通水状態は大丈夫ですか。
3. 冷却器の海水側カバーには、防食保護亜鉛が取り付けられています。取扱説明書を参考に定期的な開放点検及び整備が重要です。





各種マニュアルについて

事故防止マニュアル

- ・川下り船の安全対策ガイドライン
- ・点検・航行マニュアル
- ・事故防止関連情報 etc

日本小型船舶検査機構HP

<https://jci.go.jp/jikomanual/index.html>





Ⅲ. 海上交通、海難について





1. 海上交通に関する法律（海上交通三法）

（1）海上衝突予防法

船舶交通の安全のための基本のルールを定めた法律。

国際ルールに従って、船舶が守るべき航法、表示すべき灯火・形象物、行うべき信号を規定。

海上法規の原則

「海の上では、右側通行」

「動きやすい船が、動きにくい船を避ける」





(2) 海上交通安全法

海上衝突予防法より優先する特別のルール。

船舶の行き来がたいへん多い東京湾や伊勢湾、瀬戸内海における交通ルール等を規定。

(3) 港則法

海上衝突予防法より優先する特別ルール。

船舶が多い港内における交通ルール等を規定。





海上衝突予防法（昭和52年）

（国際的な海上交通ルールに準拠した国内法）

海上における船舶の衝突の予防、船舶交通の安全を図ることを目的

対象海域：全海域

- ・船舶の遵守すべき航行ルール ・船舶が表示すべき灯火、形象物
- ・船舶の行すべき信号 等を規定

海上交通安全法（昭和47年）

（船舶交通が特に多い海域の特別ルール）

船舶交通が特に多い海域に特別ルールを定め、船舶交通の安全を図ることを目的

対象海域：東京湾、伊勢湾、瀬戸内海

- ・航路航行義務、航路入出航船舶の避航義務等特別の交通ルール
- ・航路を航行する巨大船等に対する航行管制
- ・工事、作業等に対する規制 等を規定

港則法（昭和23年）

（港内の特別ルール）

港内における船舶交通の安全と港内の整備を図ることを目的

対象海域：政令にて指定する500港内

- ・係留等の制限、航路航行義務航路入出航船舶の避航義務等特別の交通ルール
- ・廃物の投棄や工事、作業等航行の障害となる行為の規制
- ・災害を防止するため危険物の荷役等の規制 等を規定





海上衝突予防法による航法の例

○ 行き合い船の航法

・二隻の動力船が真向かい又はほとんど真向かいに行き会う場合において衝突するおそれがあるときは、**各動力船は、互いに他の動力船の左舷側を通過することができるよう**にそれぞれ針路を右に転じなければならない。



○ 横切船の航法

・二隻の動力船が互いに進路を横切る場合において衝突するおそれがあるときは、**他の動力船を右舷側に見る動力船は、当該他の動力船の進路を避けなければならない。**
この場合において、他の動力船の進路を避けなければならない動力船は、やむを得ない場合を除き、当該他の動力船の船首方向を横切つてはならない。





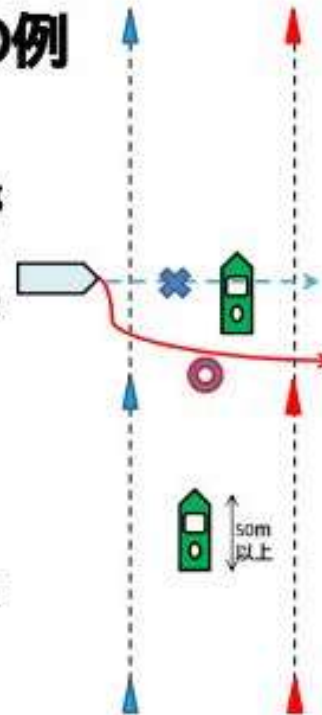
海上交通安全法による航法の例

○ 航路航行船の優先

・航路外から航路に入り、航路から航路外に出、若しくは航路を横断しようとし、又は航路をこれに沿わないで航行している船舶... (中略)... は、航路をこれに沿って航行している他の船舶と衝突するおそれがあるときは、当該他の船舶の進路を避けなければならない。

○ 航路航行義務船

・長さが国土交通省令で定める長さ以上である船舶は、航路の附近にある国土交通省令で定める二の地点の間を航行しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該航路又はその区間をこれに沿って航行しなければならない。





港則法による航法の例

○ 航路における航法

・航路外から航路に入り、又は航路から航路外に出ようとする船舶は、航路を航行する他の船舶の進路を避けなければならない(右図①参照)。

・船舶は、航路内においては、並列して航行してはならない(右図②参照)。

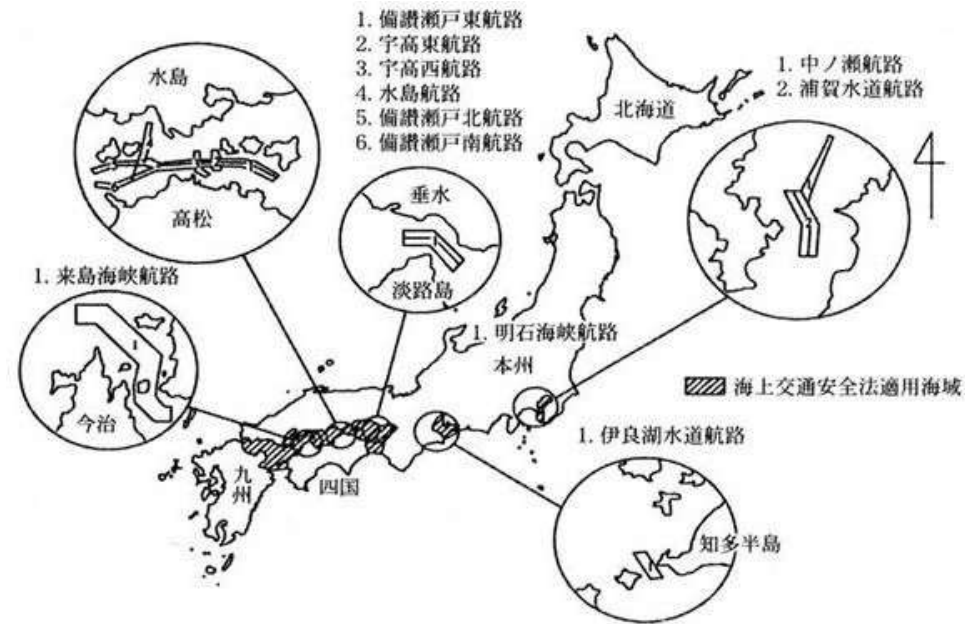
○ 出航船の優先

・汽船が港の防波堤の入口又は入口付近で他の汽船と出会う虞のあるときは、入航する汽船は、防波堤の外で出航する汽船の進路を避けなければならない(右図③参照)。





全国の主な航路等





来島海峡航路における航法

<参考>

航路航行義務

長さ50m以上の船舶は、来島海峡を東西に通過する場合には、来島海峡航路を、これに沿って航行しなければなりません。

ただし、海難を避けるため又は人命若しくは他の船舶を救助するためやむを得ない事由があるときは、この限りではありません。





<①追越しの禁止>



来島海峡航路で、狭く、屈曲した区間が追越し禁止になりました。



来島海峡航路を航行する船舶は、次の船舶を除く他の船舶を追い越してはなりません。

- ①漁ろうに従事している船舶
- ②許可を受けて工事作業に従事する船舶
- ③緊急用務を行うため速力の遅い船舶
- ④対地速力4ノットを確保できない船舶

ただし、海難を避けるため等、やむを得ない事由があるときはこの限りではありません。

※狭く、屈曲した海域での無理な追越しは非常に危険です！

<②最低速力の確保>



最低速力は、潮流の速力を超えて4ノットの速力です。

※最低速力を確保できない船舶に対しては、安全のため、航路外での待機を指示する場合があります。P3参照。

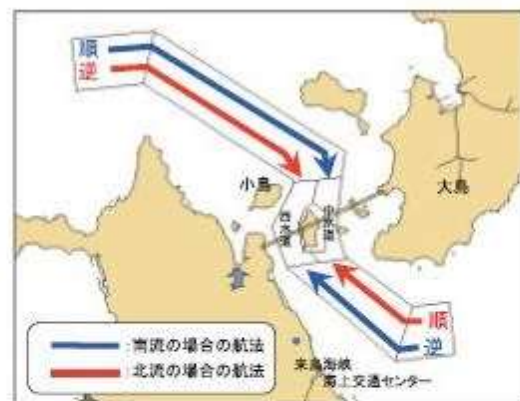
※来島海峡の潮流に関する情報は、以下のサイトに掲載しています。

<http://www6.kaiho.mlit.go.jp/kurushima/>

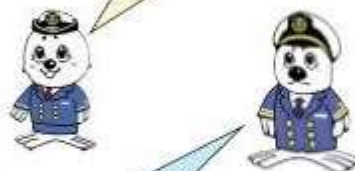




<③ 転流前後における航法の指示>



潮流の向きに応じて航行すべき水道が異なる「順中逆西」の航法。潮流の向きが変わる転流の前後に、航行船舶に対して個別に航法を指示します。



海上交通センターが、主として国際VHF無線電話により個別に連絡します。この連絡のため、船舶側においても情報の聴取をお願いします。

注意 指示の内容は、航行する水道(西水道航行か中水道航行か)を指示するものであり、船舶の操縦(操舵角や機関操作等)に関して指示をするものではありません。

※来島海峡を航行する際には、付近の小型船舶の動静にも十分注意してください。

<④ 航路入航前における通報の義務付け>



③の航法の指示を適切に行うため、**転流の1時間前から転流するまでの間に航路を航行しようとする船舶の船長は、位置通報ラインを横切るときに海上交通センターへの通報をお願いします。**



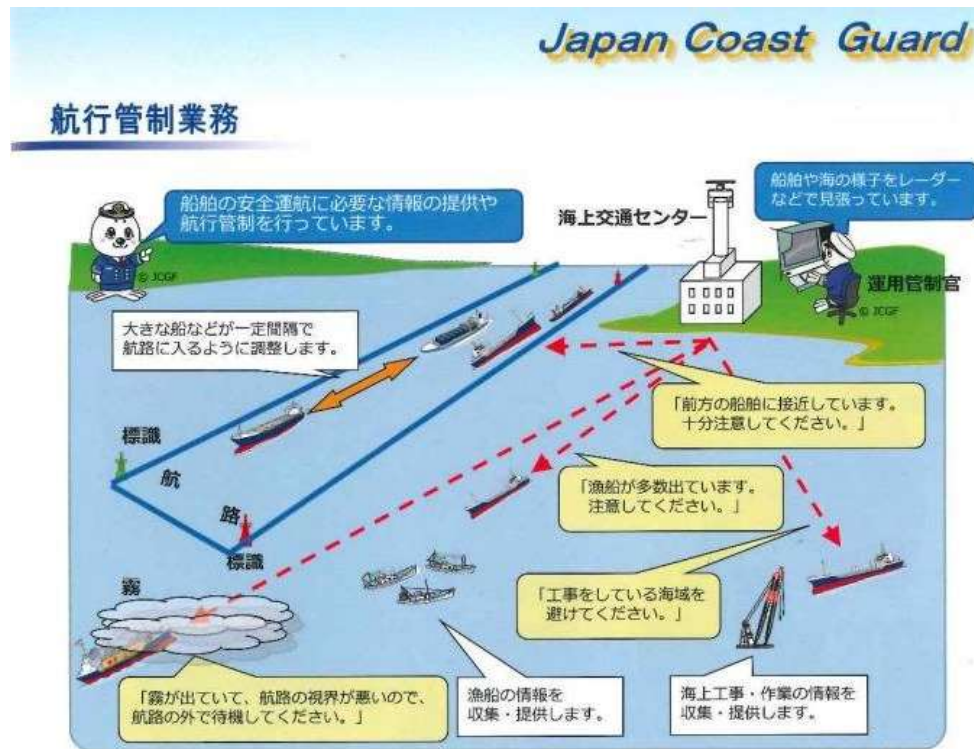
通報内容は、

- ・ 船名
 - ・ 海上保安庁との連絡手段
 - ・ 航行する速力
 - ・ 航路入航予定時刻
- です。





海上交通センターの業務





航路外の海域における航法 (経路の指定)

【釣島水道付近海域】

釣島水道を航行する船舶

- ①釣島水道をこれに沿って東の方向に航行する船舶は、A線の南側の海域を航行すること
- ②釣島水道をこれに沿って西の方向に航行する船舶は、A線の北側の海域を航行すること



【音戸瀬戸付近海域】

総トン数5トン以上の船舶

- ①A線を横切って航行した、又は航行しようとする総トン数5トン以上の船舶は、音戸瀬戸北口灯浮標が設置されている地点を左げんに見て航行すること
- ②B線を横切って航行した、又は航行しようとする総トン数5トン以上の船舶は、音戸瀬戸南口灯浮標が設置されている地点を左げんに見て航行すること





2. ライフジャケットの着用義務拡大について

平成30年2月からすべての小型船舶の乗船者にライフジャケットの着用を義務化されました。

適用除外等の対象例

適用除外等の対象とするためには様々な要件があります。詳しくはホームページを確認してください。

防波堤内の係留船上にいる方



船長が定めた安全場所にいる方



できるだけ着用してください

船室内にいる方



命綱を装着している方



船外で泳ごうとする直前の方



専用装備で海上スポーツをする方



必ずしも着用する必要がありません

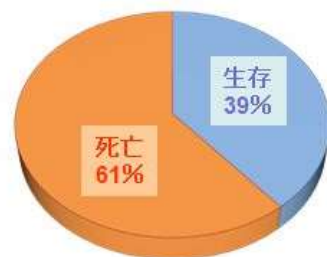




ライフジャケットを着用することで、海中転落時の生存率が2倍以上になります。

船舶からの海中転落時の生存率・死亡率(令和2年)

ライフジャケット
非着用時



ライフジャケット
着用時



令和2年 海難の現況と対策(海上保安庁)より



海中転落による死亡事例

1人乗り漁船

発生日時:平成27年6月

発生場所:京都府沖

- 試運転を行うため船長が1人で乗り組み出航。
- 他の漁業者が陸上から、無人で左旋回する船舶を目撃し、通報。
- 捜索の結果、うつ伏せ状態で漂流している船長を発見。
- ライフジャケット未着用。



2人乗り漁船

発生日時:平成27年3月

発生場所:佐賀県筑後川(漁港)

- 漁場での作業を終え、漁港にて係留作業中、甲板員が船長の落ちたと叫ぶ声を聞いた。
- 甲板員はロープを投げるとともに小舟で捜索したが発見できず、他船もサーチライトで照らしながら捜索したところ、船長が沈んでいったため通報。
- 11日後、5.6km離れた場所で漂流している船長を発見。
- ライフジャケット未着用。



プレジャーボート

発生日時:平成27年7月

発生場所:神奈川県相模川河口

- 船長と知人2人は釣りを終え、マリーナに向けて約20ノットで航行。
- 波高約2mの波を受けた際、甲板に出ていた知人が落水。
- 知人は波間に入って見えなくなったため通報。
- 海上保安庁により30分後に救助されたが、死亡が確認された。
- 全員がライフジャケット未着用。





※ ライフジャケットを購入される場合の注意点

- ・ 安全基準に適合した製品であるかどうかは桜マークの有無で容易に識別できますので、インターネット上のショッピングサイトの利用時も含め、購入の際の目安にしてください。
- ・ 桜マークがあるライフジャケットには、すべての小型船舶で使用可能なもの（タイプA）や、水上バイク用などいろいろなタイプがあります（下表参照）ので、乗船する船舶で使用可能なタイプかどうかをよく確認してください。

タイプ	使用可能な船舶
A	すべての小型船舶
D	陸岸から近い水域のみを航行する旅客船・漁船以外の小型船舶
F	陸岸から近い水域のみを航行する不沈性能、緊急エンジン停止スイッチ、ホーンを有した小型船舶（水上バイク等）でかつ旅客船・漁船以外のもの
G	湾内や湖川のみを航行する不沈性能、緊急エンジン停止スイッチ、ホーンを有した小型船舶（水上バイク等）でかつ旅客船・漁船以外のもの



乗船する小型船舶の種類					乗船者	ライフジャケットのタイプ ※③			
操縦免許	船種	用途	航行区域	構造		Type A	Type D	Type F	Type G
要 ※①	有	漁船 ※②	海岸から12海里を超える区域	——	すべて				
		旅客船 (旅客定員が12人を超える船舶)	——	——	小児	小児用			
					12歳以上の者				
		その他の小型船舶	沿海区域以遠	——	小児	小児用			
					12歳以上の者				
			沿岸区域 限定沿海区域	——	小児	小児用			
					12歳以上の者				
			不沈性能有 緊急エンジン停止スイッチ有 ホーン有 (水上バイク等を除く)	小児	小児用				
					12歳以上の者				
			不沈性能有 緊急エンジン停止スイッチ有 ホーン有 (水上バイク等)	小児	小児用				
					12歳以上の者				
		平水区域	——	小児	小児用				
				12歳以上の者					
			不沈性能有 緊急エンジン停止スイッチ有 ホーン有	小児	小児用				
					12歳以上の者				
	無	漁船 ※②	海岸から12海里以内の区域	——	すべて				
		その他の小型船舶	——	——	小児	小児用			
					12歳以上の者				

※:

- ① 小型船舶操縦士の免許が不要な船舶(ミニボート等)には、着用義務は適用されない(ただし、安全のため着用を推奨)。
- ② 遊漁船であったとしても、旅客定員が12人を超える場合は、旅客船に該当
- ③ 磯等渡しの場合は、型式承認品(桜マーク付)に代えて、浮力を有する釣り専用の安全装具で代替可(ただし、小児を除く。)



3. 海難について

万が一、海難等にあった場合...

118番





「いつ」、「どこで」、「なにがあった」など
簡潔に落ち着いて通報してください。

海難、人身事故に遭遇した、
または目撃したとき



密漁・密輸・密航事犯等の
情報を得たとき



油の排出等を発見したとき



不審船、漂流・漂着木造船を
発見したとき





溺れた人の一次救命措置

- ①胸骨圧迫（心臓マッサージ）
- ②気道確保
- ③人工呼吸
- ④AEDを用いた除細動（あれば）





海洋情報等の入手

< 海上保安庁提供 >
海の安全情報

<https://www6.kaiho.mlit.go.jp/>

気象・海象の状況、海上工事の状況、海上模様が把握できるライブカメラ等をリアルタイムに提供しています。

PCからでも スマホ からでも見られます。



<https://www6.kaiho.mlit.go.jp/sp/index.html>



■現在地の緯度・経度を表示します。



1. *Journal of the American Medical Association*, 2000; 284: 2689-2695.

スマイル・PC向け



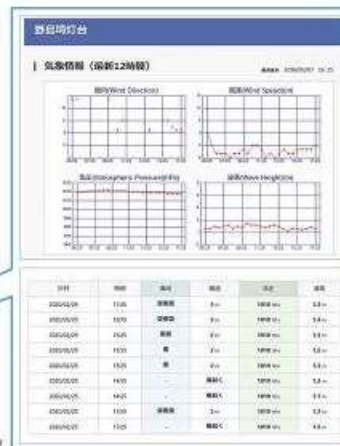
メール配信の登録変更・登録解除は、
下記メールアドレスに空メールを送信してください。
regist@ap.mics.kaiho.mlit.go.jp



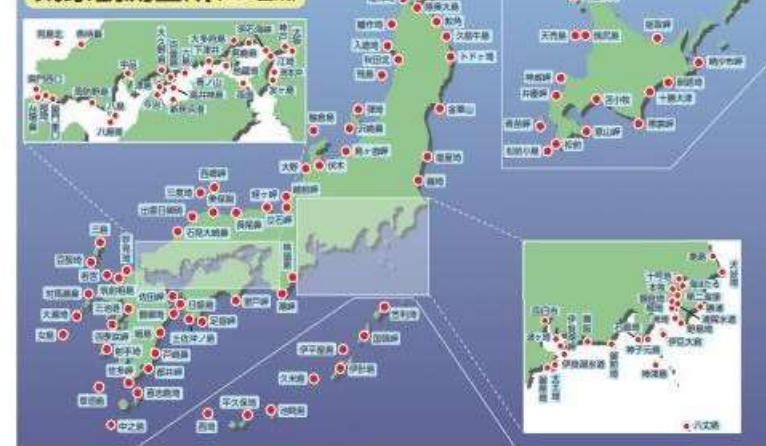
1 気象現況 | 日本沿岸の灯台等の航路標識等で観測した気象情報を30分間ごとに更新し、提供しています。

3 保安部管内の 気象現況

詳細を知りたい
観測箇所をクリック



気象観測箇所(132箇所)



<https://www6.kaiho.mlit.go.jp/>



2 気象警報・注意報等

気象庁が発表する気象警報・注意報等をリアルタイムに提供しています。

特別警報		大津波警報、大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮
気象警報		大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮
気象注意報		大雨、大雪、強風、風雪、波浪、高潮、濃霧、雷
津波警報・注意報		津波警報、津波注意報
地方海上警報		台風警報、暴風警報、強風警報、濃霧警報、着氷警報、うねり警報
電巻注意情報		電巻注意情報

津波警報・注意報の例

1 全国の津波警報・注意報

詳細を知りたい
管区本部をクリック



2 管区本部管内の津波警報・注意報

詳細を知りたい
保安部をクリック



3 保安部管内の津波警報・注意報



津波警報・注意報	
発表地域名	発表内容
北海道太平洋沿岸西部	注意報
青森県日本海沿岸	注意報
青森県太平洋沿岸	注意報
岩手県	大津波

気象警報・注意報の例



気象警報・注意報	
発表地域名	発表内容
青森県	注意報
岩手県	注意報
久慈地域	注意報
宮古地域	注意報

電巻注意情報の例



電巻注意情報が発表されています	
電巻注意情報: 三重県南部	
電巻注意情報: 和歌山県南部	
気象警報・注意報	
発表地域名	発表内容
徳島県	注意報
徳島県	注意報
徳島県	注意報

3 緊急情報

海上保安庁が発表する緊急情報をリアルタイムに提供しています。

広域緊急情報		海上保安庁国民保護計画等に基づき周知する警報、避難措置の指示等に関する情報
避難勧告		台風の接近、津波の発生等に伴う港内における避難勧告等に関する情報
海難・事故等		船舶の航行に影響のある船舶の衝突、乗崩れ等の事故、油の流出事故等に関する情報
航行の制限		船舶の航行の制限・禁止に関する情報
航路障害物の状況		船舶の航行に影響のある木材、コンテナ等の漂流、浅所の発見等の航路障害物に関する情報
航路標識の事故		灯台・灯浮標等の航路標識の消灯等に関する情報
その他		その他船舶交通の安全を確保するために必要な情報(異常気象に伴う走離、視界不良等の注意情報、長大物件曳(押)船舶の情報、訓練に関する情報等)

地図上部の発出し又は
地図上のフラッグを
クリックすると
詳細情報を表示



4 海上安全情報

海上工事・海上行事等による
交通規制情報等を提供しています。

地図下部の発出し又は地図上のフラッグ
をクリックすると詳細情報を表示



5 ライブカメラ

航路標識等に設置したライブカメラの
動画・画像を提供しています。

地図上のフラッグをクリックすると
ライブカメラの映像を表示



携帯電話用サイト

<https://www6.kaiho.mlit.go.jp/m/index.html>

携帯電話を使用されている方々に向けたサイトです。





4. その他





1. 海上運送法、遊漁船登録等の手続きについて

①海上運送法について

交通船業務や祭りや花火鑑賞等臨時に人を乗せる場合
不定期航路事業の手続きが必要となる

<旅客定員12名以下の場合>

人の運送をする不定期航路事業（事前届出）

<旅客定員13名以上の場合>

旅客不定期航路事業（許可）





②遊漁船登録について

「遊漁船業」を営もうとする場合、営業所毎に所在地を管轄する都道府県知事の登録を受ける。

（愛媛県内の営業所であれば愛媛県知事の登録）

※「遊漁船業」とは、船舶により乗客を漁場（海面及び農林水産大臣が定める内水面に属するものに限る。以下同じ。）に案内し、釣りその他の農林水産省令で定める方法により魚類その他の水産動植物を採捕させる事業





不定期航路事業、遊漁船登録のいずれの場合も事業をおこなうためには以下の要件が必要となるので事前に調査・準備すること。

- ①船長となる方は、小型船舶操縦免許証の「特定」が必要となる。
- ②漁船登録されている船舶を使用する場合、JCIの船舶検査を受検しておく必要がある。
- ③船客（乗客）損害賠償保険への加入が義務づけられている（船客1人あたり3,000万円以上）。





2. 旅客船の総合的な安全・安心対策について

<知床遊覧船事故対策検討委員会>

令和4年4月23日に北海道知床で発生した遊覧船事故を踏まえ、小型船舶を使用する旅客輸送における安全対策の総合的な検討する有識者会議。

令和4年12月22日付で「旅客船の総合的な安全・安心対策」がリリースされました。

国土交通省HP

https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr4_000036.html



知床遊覧船事故対策検討委員会「旅客船の総合的な安全・安心対策」(令和4年12月22日)(概要)

①事業者の安全管理体制の強化

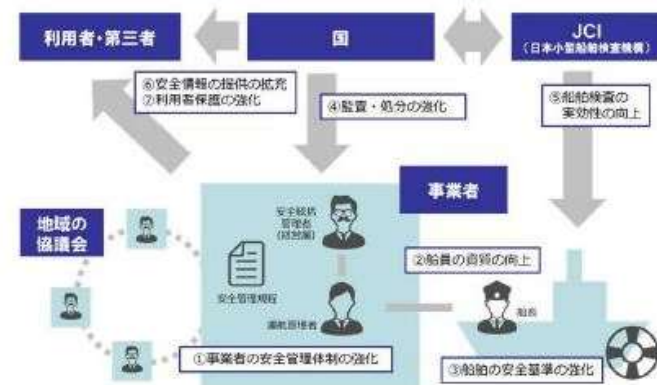
- ・安全統括管理者・運航管理者への試験制度の創設
 - ・事業許可更新制度の創設
 - ・届出事業者の登録制への移行
 - ・運航の可否判断の客観性確保
 - ・避難港の活用の徹底
 - ・地域の関係者による協議会を活用した安全レベル向上
- 等

②船員の資質の向上

- ・船長要件の創設
(事業用操縦免許の厳格化(修了試験の創設等)、初任教育訓練、乗船履歴)
 - ・発航前検査の確実な実施(ハッチカバーの閉鎖の確認を含む)
- 等

③船舶の安全基準の強化

- ・法定無線設備から携帯電話を除外
 - ・業務用無線設備等の導入促進
 - ・船首部の水密性の確保
(既存船の緊急点検、隔壁の水密化等の検討)
 - ・改良型救命いかだ等の積付けの義務化・早期搭載促進
- 等



～安全対策を「重層的」に強化し、
安全・安心な旅客船を実現～

④監査・処分の強化

- ・海事監査部門の改革
(安全確保に向けた徹底した意識改革、通報窓口の設置、抜き打ち・リモートによる監視の強化、裏取り・フォローアップの徹底、自動車監査等のノウハウ吸収、監査体制の強化等)
 - ・行政処分制度の抜本的見直し
(違反点数制度、船舶使用停止処分の導入等)
 - ・罰則の強化(拘禁刑、法人重科等)
 - ・許可の欠格期間の延長(2年→5年)
- 等

⑤船舶検査の実効性の向上

- ・国によるJCI(日本小型船舶検査機構)の検査方法の総点検・是正と監督の強化(ハッチカバー等を含む)
- 等

⑥安全情報の提供の拡充

- ・安全法令違反の行政指導を公表対象に追加
 - ・行政処分等の公表期間の延長(2年→5年)
 - ・安全性の評価・認定制度(マーク等)の創設
- 等

⑦利用者保護の強化

- ・旅客傷害賠償責任保険の限度額引上げ
 - ・旅客名簿の備置き義務の見直し
- 等

・今後、事故調査等を通じて、事故原因に関して、新たに主要な要因が明らかになった場合などには、さらなる対策を検討



既に実施されている対策

<対象船舶>
旅客定期航路事業又は旅客不定期航路事業許可事業に使用する旅客船



令和4年11月1日より限定沿海区域において
許可事業※に使用する旅客船は船舶安全法の
法定の無線設備から携帯電話を除外します

※許可事業：海上運送法に定める旅客定期航路事業又は旅客不定期航路事業

法定の無線設備の例



令和4年11月1日以降
順次除外

令和4年10月31日の時点で、限定沿海区域において、許可事業に
使用している船舶には、一定の準備期間(経過措置)を設けます

対象船舶	期限
携帯移動地球局(衛星電話等)の無線電話を備え付ける場合	
①令和4年2月28日以前に定期検査又は中間検査に合格した船舶(②又は③に掲げるものを除く)	令和4年12月31日
②令和4年3月1日から6月30日までの間に定期検査又は中間検査に合格した船舶(③に掲げるものを除く)	令和5年1月31日
③令和4年7月1日から10月31日までの間に定期検査又は中間検査に合格した船舶	令和5年2月28日
携帯移動地球局以外の無線電話※を備え付ける場合	令和5年5月31日

※携帯移動地球局以外の無線設備を設置する場合、電波法に基づく無線従事者資格や無線局の開
設が必要な場合があります。詳細は、最寄りの総合通信局にお問い合わせください。

経過措置の期限までに新しい無線設備(衛星電話や業務用無線)の積み
付けを完了して頂く必要があります。また、無線設備の取替えにあたって
は、定期的検査で確認を受ける場合を除き臨時検査の受検が必要です。



固定式救命浮器について

『固型式救命浮器』の
設置方法について

- ❗ 沈没の際に『自動的に浮揚する』
ように救命浮器を設置してください。
- ❗ 固定する場合、『自動離脱装置』を設置
するか柵で囲うようにしてください。
- ❗ 船内や船倉への保管は認められません。
※2種小型船舶を除く





適切な設置方法



搭載する船舶の
船名又は船舶番号及び
船籍港又は定係港
が表示されている

安全丸
神奈川県横浜市



自動離脱装置が
設置されている

安全丸
神奈川県横浜市



柵で囲われている

適切でない設置方法



救命浮器をロープで固縛したり上に荷物を置くことにより、非常の際に容易かつ迅速に使用できない。

注意：再帰反射材の剥がれ・色褪せなどの経年劣化の是正も必要です。





ご清聴ありがとうございました

資料・画像等は国土交通省（海上保安庁含む）、日本小型船舶検査機構のHP及び頒布物、フリー素材サイトより引用・使用しました。

